

議案第 8 号

太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条中「この場合において第8条第4項」を「この場合において同条第4項」に改める。

第10条中「第9条」を「前条」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第11条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第23条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第20条中「以下この条」を「以下この条及び次条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第20条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は

死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が定める規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第23条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。